

食品安全委員会（第964回会合）議事概要

日 時:令和6年12月3日(火) 14:00~14:48
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般16名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 8品目
アクリナトリン
インピルフルキサム
クロフェンテジン
スピロジクロフェン
スピロピジオン
スルホキサフロル
フルチアニル
マンジプロパミド

→消費者庁から説明。

農薬「アクリナトリン」、「インピルフルキサム」、「スルホキサフロル」及び「フルチアニル」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「アクリナトリンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.016 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を 0.03 mg/kg 体重と設定する。」

「インピルフルキサムの ADI を 0.06 mg/kg 体重/日、ARfD を 0.3 mg/kg 体重と設定する。」

「スルホキサフロルの ADI を 0.042 mg/kg 体重/日、ARfD を 0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「フルチアニルの ADI を 2.4 mg/kg 体重/日と設定し、ARfD は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

農薬「クロフェンテジン」及び「スピロジクロフェン」については、農薬第二専門調査会において、「マンジプロパミド」については、農薬第四専門調査会において、「スピロピジオン」については、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

(2) 農薬第三専門調査会における審議結果について

- ・「プロパモカルブ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「プラレトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「ワクチン添加剤（ベンジルペニシリンカリウム）」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられる」との審議結果が了承された。さらに本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととし、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(5) その他

- ・農薬3品目「イソプロチオラン」「チアジニル」及び「ベンゾビシクロン」を調査審議する専門調査会の指定について

→山本委員長から報告。

農薬「イソプロチオラン」については農薬第五専門調査会、農薬「チアジニル」及び「ベンゾビシクロン」については、農薬第三専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定したことが報告された。